

全国国税局調査査察部長会議日程表

令和7年5月22日（木）

【査察課関係】

時 間	所要時間	議 題	
10:00～10:10	10分	調査査察部長挨拶	—
10:10～12:00	110分	1 令和6年度の取組状況及び令和7年度の取組方針 （休憩）	意見交換
12:00～13:00	60分		—
13:00～15:10	130分	2 将来にわたって査察のパフォーマンスを維持・向上させるための人材等に関する取組推進	意見交換
15:10～15:25	15分	（休憩）	—
15:25～15:45	20分	3 査察事務におけるデジタル化の取組推進	説明
15:45～15:55	10分	4 國際化への対応	説明
15:55～16:05	10分	5 査察事件の判決動向	説明

【共通関係】

時 間	所要時間	議 題	
16:20～16:30	10分	長官訓示	—
16:30～16:35	5分	綱紀の厳正な保持と行政文書及び各種情報の管理徹底	説明
16:35～16:45	10分	他部課議題 ・監察官室からの連絡事項【監察官室】 ・監督評価事務【監督評価官室】	説明
16:45～17:30	45分	連絡事項	—

令和7年5月23日（金）

【調査課関係】

時 間	所要時間	議 題	
10:00～10:05	5分	調査査察部長挨拶	—
10:05～12:15	130分	1 調査課の役割を踏まえた事務運営の推進 (休憩)	説明・意見交換
12:15～13:15	60分		—
13:15～14:10	55分	1 調査課の役割を踏まえた事務運営の推進	説明・意見交換
14:10～14:35	25分	2 調査部におけるDXの推進	説明
14:35～15:00	25分	3 国際課税における課題への対応	意見交換
15:00～15:10	10分	(休憩)	—
15:10～16:45	95分	3 国際課税における課題への対応	意見交換
16:45～16:55	10分	質疑応答	—
16:55～17:00	5分	連絡事項	—

【資料配付】

資 料	担当課室
デジタルインボイス普及に向けた周知広報	デジタル化・業務改革室
滞納の未然防止の取組	徴収課

全国国税局調査査察部長会議（査察関係）出席者

（令和7年5月22日）

局名	職名	氏名
札幌	調査査察部長	ホリ堀 隆治郎
仙台	調査査察部長	カミムラ村 真理子
関東信越	調査査察部長	ヨシダ田 浩之
東京	査察部長	木原 健史
金沢	調査査察部長	タカ高 雅博
名古屋	査察部長	カミマル丸 寛之
大阪	査察部長	加藤 隆宏
広島	調査査察部長	ナガイ井 雅博
高松	調査査察部長	ミヤザキ崎 秀
福岡	調査査察部長	ナカウチ内 紀
熊本	調査査察部長	イチカワ川 博
沖縄	次	ガナハ霸 安昭

全国国税局調査査察部長会議（共通関係）出席者

（令和7年5月22日）

局名	職名	氏名
札幌	調査査察部長	堀 隆治郎
仙台	調査査察部長	上 真理子
関東信越	調査査察部長	吉 浩之
東京	調査第一部長	松 沙利悟
	調査第二部長	佐 藤悟
	調査第三部長	阿 俊夫
	調査第四部長	尾 良一
金沢	調査部長	木 健史
	調査査察部長	高 雅博
	調査部長	小 郎行
名古屋	調査部長	上 寛之
	調査査察部長	神 信
	調査部長	大 啓之
大阪	調査第一部長	加 隆宏
	調査第二部長	長 雄浩
	調査部長	島 秀史
広島	調査査察部長	宮 徳和
	調査査察部長	高 紀和
	調査査察部長	福 一
高松	調査査察部長	中 博
	調査査察部長	福 博
岡	調査査察部長	熊 安昭
	調査査察部長	沖 昭
沖縄	次	我 安昭

全国国税局調査査察部長会議（調査関係）出席者名簿

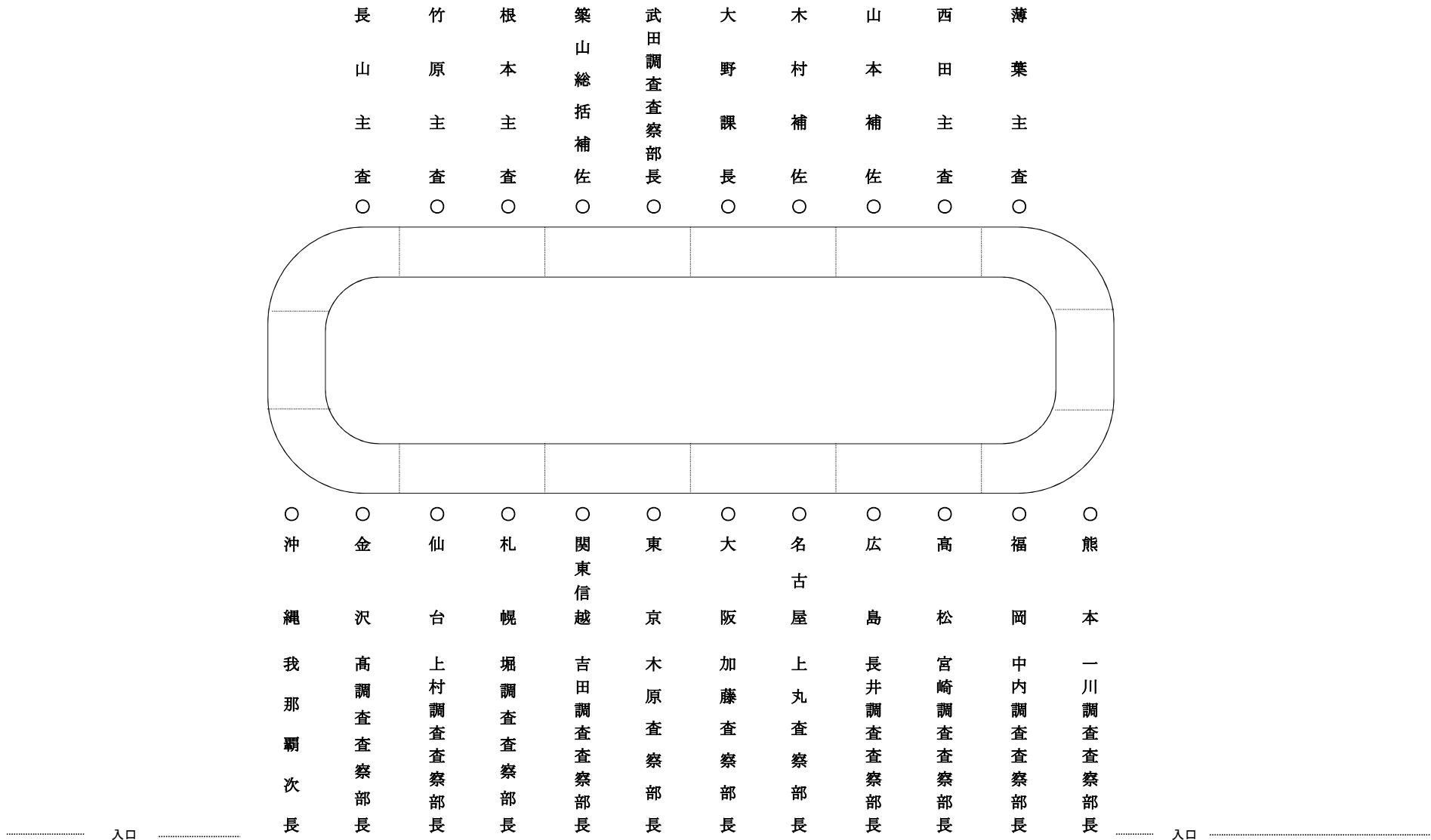
（令和7年5月23日）

局名	職名	氏名
札幌	調査査察部長	ホリ堀 隆治郎
仙台	調査査察部長	カミムラ 真理子
関東信越	調査査察部長	ヨシダ 吉浩
東京	調査第一部長	マツオ 沢松
	調査第二部長	佐藤 トト
	調査第三部長	アベ 阿尾
	調査第四部長	ベ部 良俊
金沢	調査査察部長	タカ高 雅
名古屋	調査部長	コザカ 小坂
大阪	調査第一部長	ミヤカ 神大
	調査第二部長	シヤイ 谷大
広島	調査査察部長	ナガイ 井長
高松	調査査察部長	ミヤザキ 宮長
福岡	調査査察部長	ナカウチ 中
熊本	調査査察部長	イチカワ 一
沖縄	次	ガナガ 我那

全国国税局調査査察部長会議（査察関係）配席図

於：序第一會議室

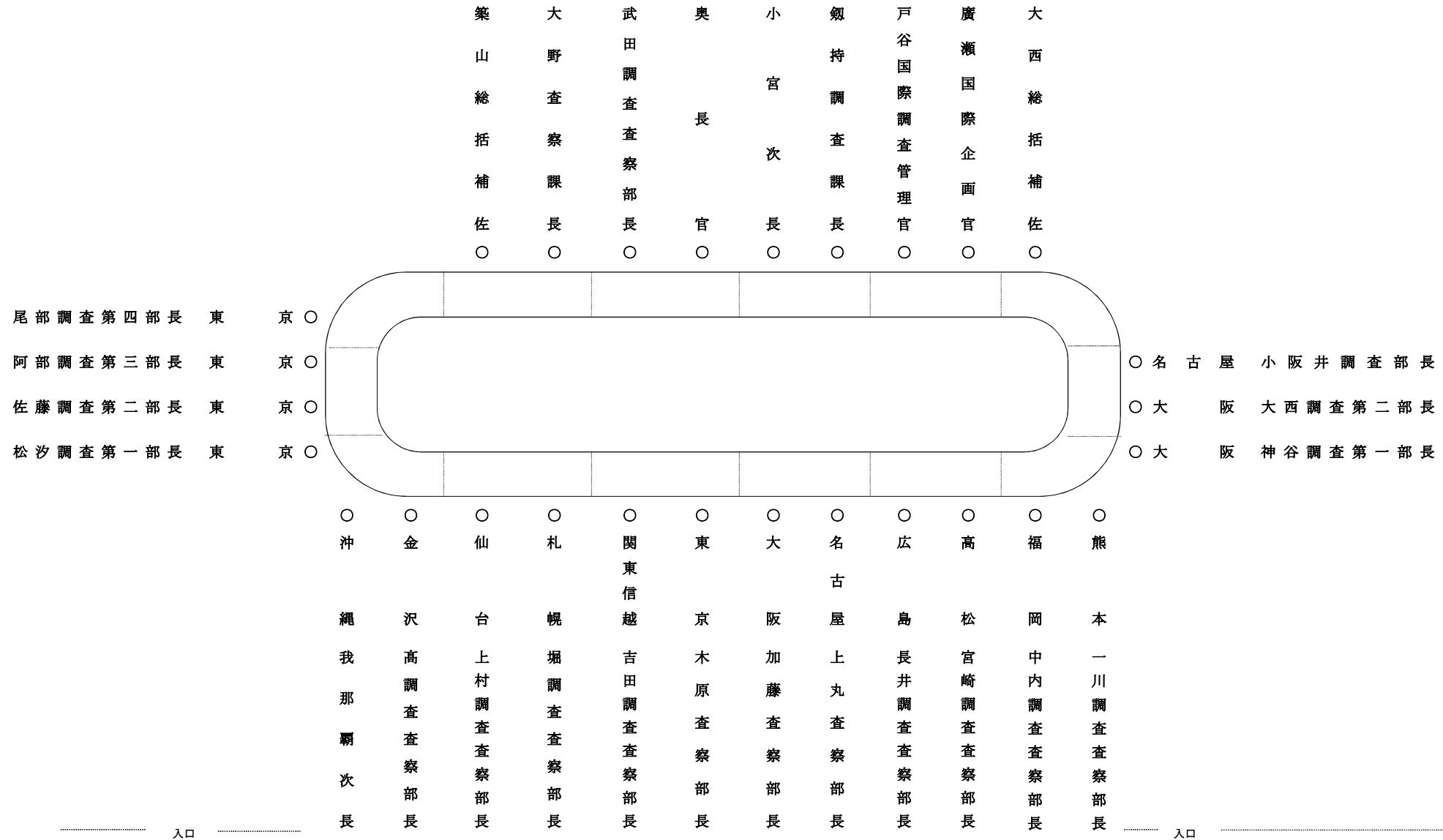
令和7年5月22日（木）10:00～16:20



全国国税局調査査察部長会議（長官訓示）配席図

於：序第一會議室

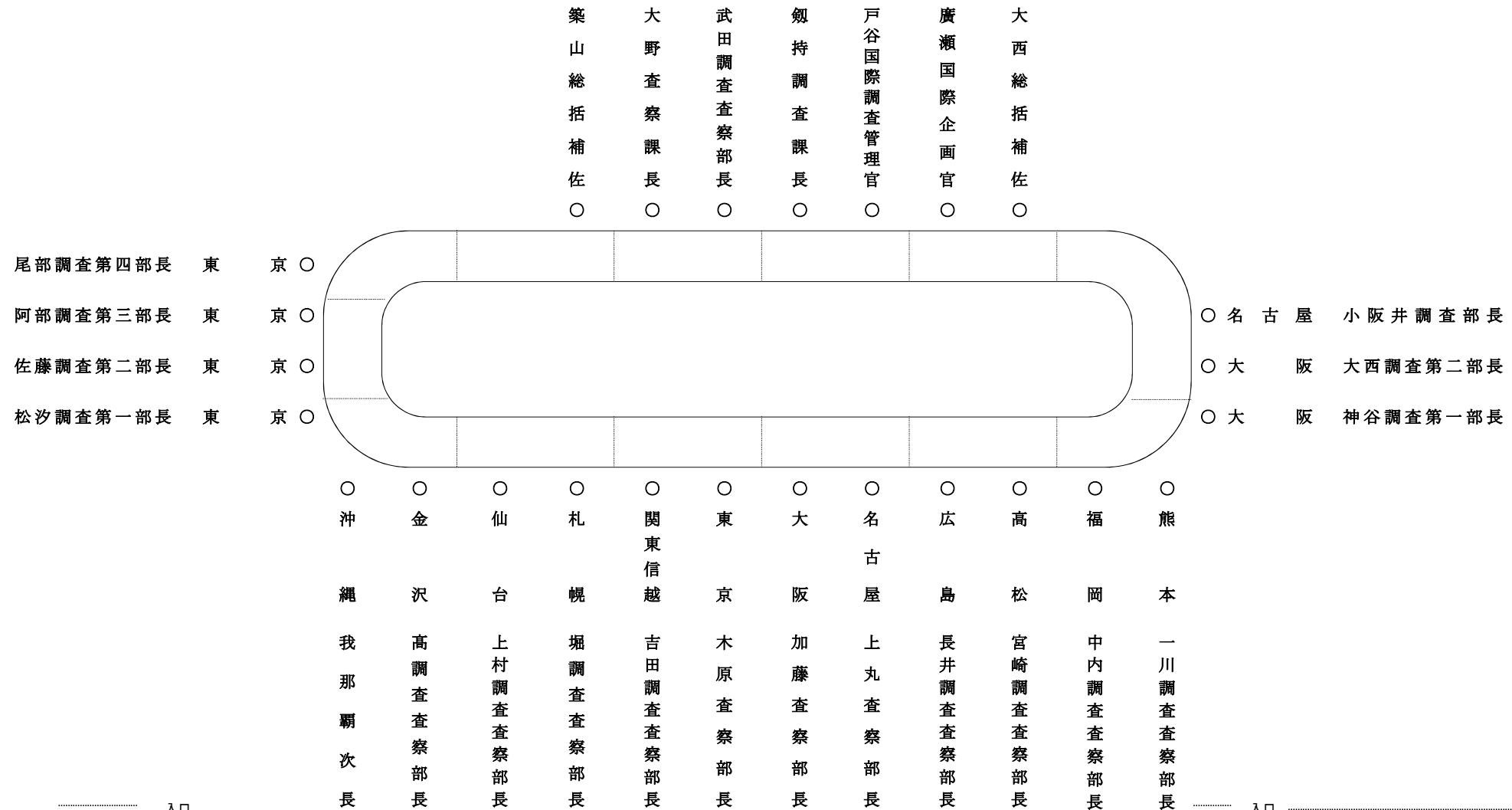
令和7年5月22日(木)16:20~16:30



全国国税局調査监察部長会議（共通関係）配席図

於：庁第一会議室

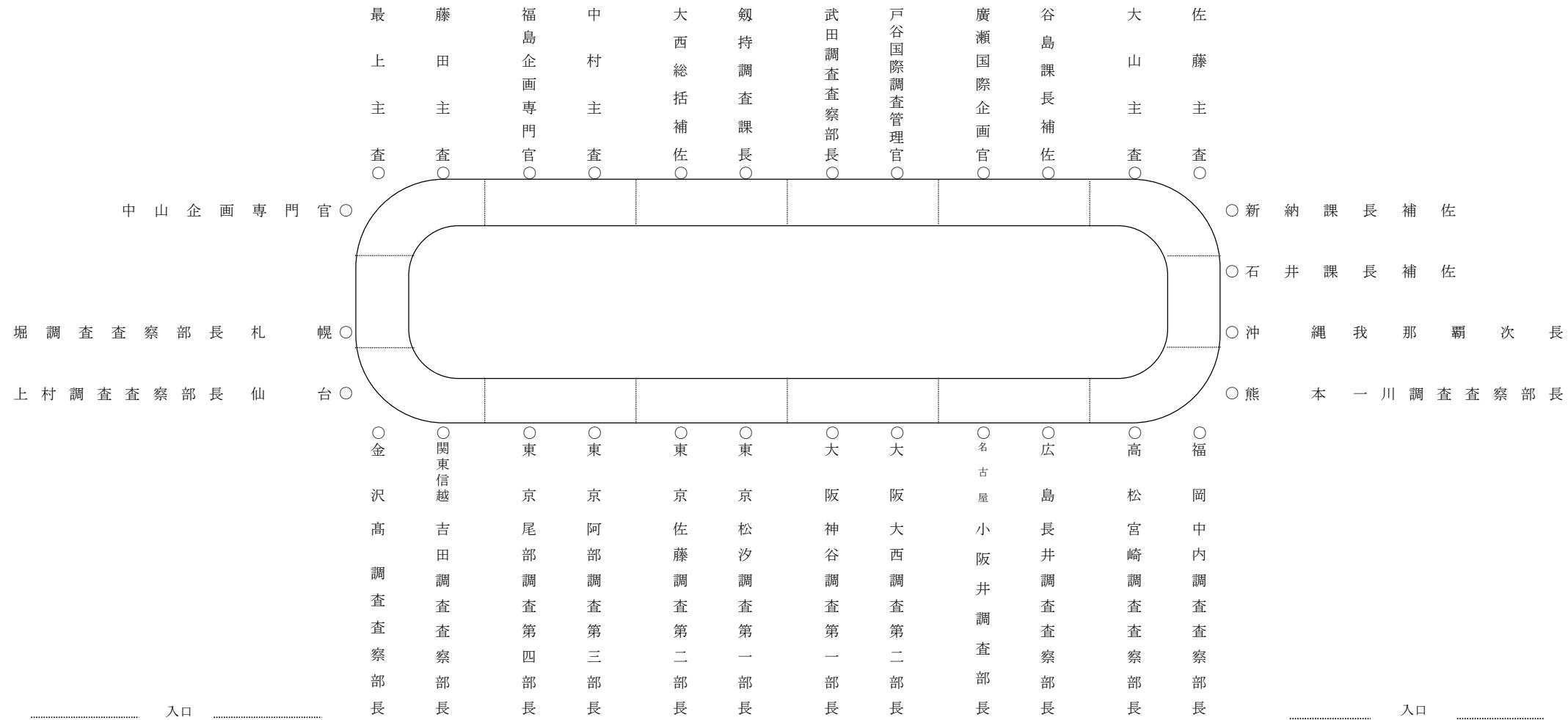
令和7年5月22日(木)16:30~17:30



全国国税局調査査察部長会議（調査関係）配席図

於：庁第一会議室

令和7年5月23日（金）10:00～17:00



全国国税局調査査察部長会議資料

情	開示・不開示・部分開示
報 不開示理由(情報公開法第5条の該当号数)	
公 1.個人関係 2.法人関係(イ・ロ) 3.国の安全等関係 4.公共の安全等関係	
開 5.審議・検討・協議関係 6.事務・事業関係(本文・イ・ロ・ハ・ニ・ホ)	
庁文書保存年限 5年	(注)チェックシートは原義に添付

保存期間：5年
(令和11事務年度末)

資料 1

令和7.5.22

査察課

令和6年度の取組状況及び令和7年度の取組方針

○ 令和6年度の査察事績

令和6年度において査察調査に着手した件数は151件である。

令和6年度以前に調査着手した査察事案について、令和6年度中に処理(検察庁への告発の可否を判断)した件数は150件、そのうち検察庁に告発した件数は98件であり、告発率は65.3%となっている。

【着手・処理・告発件数、告発率の推移】

項目	年 度				
	令和2	3	4	5	6
着手件数	件 111	件 116	件 145	件 154	件 151
処理件数 (A)	113	103	139	151	150
告発件数 (B)	83	75	103	101	98
告発率 (B/A)	% 73.5	% 72.8	% 74.1	% 66.9	% 65.3

【脱税額の推移】

項目		年 度				
脱 税 額	総 額	百万円 9,050	百万円 10,212	百万円 12,760	百万円 11,980	百万円 11,270
	同上1件当たり	80	99	92	79	75
	告 発 分	6,926	6,074	10,019	8,931	8,230
	同上1件当たり	83	81	97	88	84

(注) 脱税額には加算税額を含む。

【重点事案の告発件数の推移】

区 分		年 度				
消 費 税 事 案	令和 2	3	4	5	6	
	件 18	件 21	件 34	件 27	件 29	
	無 申 告 事 案	13	16	15	16	13
国 際 事 案	27	17	25	23	20	

(注) 一事案が複数の重点事案に該当する場合はそれぞれでカウント。

○ 令和7年度における査察部門の事務運営の基本方針

1 基本的考え方

査察制度は、悪質な脱税者に対して刑事責任を追及し、その一罰百戒の効果を通じて適正・公平な課税の実現と申告納税制度の維持に資することを目的としている。

この目的を達成するため、査察を取り巻く環境が変化する中にあっても、社会的に非難されるべき悪質な脱税を的確に摘発し検察官に告発できるよう、情報事務と調査事務を通じて、組織力を發揮した効果的・効率的な事務運営に努めるとともに、重点事案（注）の積極的な立件・処理に取り組む。

（注）重点事案とは、消費税事案、無申告事案、国際事案及びその他社会的波及効果が高いと見込まれる事案をいう（3 重点事案）。

2 事務運営上の留意事項

（1）幹部の果たすべき役割

幹部（部長、次長、課長等）は査察事務の適正・円滑な運営に責任を有しており、適切かつ主体的にその管理を行う。特に、不測の事態に際しては国税庁に早期に報告するとともに、自ら率先して情報収集や対応策等の検討を行う。

また、効率的・効果的な事務処理を推進するため、適時適切に事務の見直しを行う。

さらに、幹部は、査察調査の実施に当たり、大局的な見地から立件・処理の方針等を判断するものとし、その際には、社会的波及効果等についても十分に勘案する。また、事案の円滑な処理に向け、告発要否の早期見極め及び検察当局等との連携において積極的な役割を果たす。

（2）事務計画の策定

事務計画に当たっては、情報事務と調査事務を通じて事務の効率化を図りつつ、局の実情に即した適正な立件・処理に向けた事務計画を策定する。

また、適正な立件・処理に向け、査察部門全体における情報事務と調査事務の事務量配分についても併せて検討する。

（3）情報事務

悪質な脱税者を的確に立件するため、情報事務を担う各課・各部門等は、自ら果たすべき役割・責務を認識し、以下を踏まえた

上で戦略的な資料情報の収集・分析に取り組む。

イ 社会的波及効果が見込まれる事案への取組の充実

査察制度の目的に鑑み、一罰百戒の効果を最大限発揮させることを念頭に、世間の耳目をひき牽制効果が期待できる事案に積極的に取り組む。

ロ 新たな資料情報の収集及びデータ活用の推進

査察を取り巻く環境の変化に的確に対応するため、新たな資料情報の収集に取り組むとともに、各種資料情報の分析を効果的・効率的に行い、データ活用による事案の発掘に積極的に取り組む。

ハ 課税部等との連携の充実

国税組織全体の組織力を一層発揮させるため、課税部・徴収部・調査部等と連携を密にし、経済社会情勢に着目した戦略的な取組に際しての協調を的確に行う。

ニ 資料情報の収集・分析事務量の安定的な確保

個々の事案に関して、今後の調査方針、調査体制、調査継続の要否等を早期かつ的確に判断するなどし、資料情報の収集・分析に必要な事務量を安定的に確保する。

ホ 情報事務の全国一体運営の推進

経済取引の一層の複雑化・広域化や経済社会のデジタル化・国際化等の進展などに効果的・効率的に対応するため、センター局の主導により、全国の情報部門が一体となった広域的な資料情報の収集・分析の取組を推進する。また、センター局のプロック局に対する支援について体制の強化と内容の充実を図る。

ヘ 調査部門との連携等による組織力の発揮

事件着手に当たっての重要事項について、調査部門との緊密な情報交換を行う。また、調査部門と連携した新たな事件の発掘に向けた情報収集にも積極的に取り組む。

ト 関係当局との連携の充実

検察・警察当局をはじめとする他の捜査機関等との連携を充実させ、これらの当局から収集した情報に関する対応に当たって

は、機を逃すことなく、的確・迅速に行う。

(4) 調査事務

イ 厳正かつ的確な手続・管理の徹底

調査事が刑事公判に向けた証拠収集を目的としていることを念頭に置き、法令等に基づき適正な調査を行うとともに、厳正かつ的確に証拠管理を行う。

ロ 審理の充実等による適正・確実な事件処理の推進

刑事公判を意識した証拠収集など適正・確実な事件処理を推進するため、審理能力の向上や審理体制の強化などによる審理の充実を図るとともに、検察当局との協議・連携を促進する。なお、消費税事案の事件処理に当たっては、法令上の要件に照らし、仕入税額控除の適用要否を的確に判断する。

ハ 効率的・効果的な事務処理の推進

個々の事件に関して、初動調査を充実させ、早期に問題点を把握するとともに、デジタル化・国際化に伴う国外証拠収集やデータ調査の重要性を踏まえた具体的かつ明確な調査方針の策定を行う。

また、部門の枠を超えた人員投入など弾力的な事務運営を実施することなどにより、効率的・効果的な事務処理を推進する。

ニ 局の実情に即した処理計画に基づく進行管理の徹底

年度を通して、処理計画に基づいた進行管理を徹底し、事件処理の平準化を図るとともに、調査状況を十分に把握した上、証拠の有無、犯則の規模、調査事務量及び証拠収集の見通しを総合的に判断することにより告発要否の早期見極めに努め、必要に応じて幹部自ら検察当局と告発に向けた協議を行う。

ホ 調査事務の全国一体運営の推進

着手日の調査応援をはじめとしたセンター局によるブロック局への支援やブロック局間連携の充実により、全国の調査部門が一体となった効果的な事件処理に取り組む。

また、センター局が自局事件の調査のためブロック局管内で捜索を行う場合には、嘱託調査を積極的に活用し、センター局の事務の効率化及びブロック局検察官の調査経験の充実を図る。

さらに、デジタル化・国際化に的確に対応するため、センター局の専門性を生かした効果的なブロック局への支援を推進する。

ヘ 情報部門との連携等による組織力の発揮

個々の事件処理にとどまらず、情報部門と連携した新たな事件の発掘に向けた情報収集にも積極的に取り組む。

ト 徴収部との連携・協調の充実

徴収部と連携・協調し、国税債権の早期かつ確実な保全に向け、犯則嫌疑者等に対し納付の意思確認を行うとともに、納付の意思を示した場合は予納の利用勧奨を行うなど、早期納付による滞納の未然防止に積極的に取り組む。

また、徴収部における保全差押えや租税条約に基づく保全共助の要請、第二次納税義務の追及などの、適切かつ効果的な実施を確保するため、調査の段階から徴収部との緊密な連携を保つとともに、課税情報や財産情報の早期提供に努める。

(5) 適切かつ効果的な広報

幹部は、租税犯罪の一般予防、納税道義の向上及び税務行政への信頼確保を図るため、犯則嫌疑者等のプライバシー保護等に留意しつつ、告発事案の適切かつ効果的な広報に積極的に取り組む。

(6) D X ・ B P R の推進

税務行政のデジタル・トランスフォーメーション（D X）を推進する観点から、情報事務・調査事務の効率化・高度化に着実に取り組む。

また、G S S（ガバメントソリューションサービス）の利用開始やK S K 2の稼働のほか、将来的な犯則調査手続のデジタル化を見据え、ペーパーレス化やリモートワーク環境の活用を積極的に進めるとともに、部内業務の在り方そのものや職員の働き方についても、現行の事務処理手順にとらわれず、不断の見直しに取り組む。

(7) 諸外国の税務当局との関係構築等

国際事案の効果的・効率的な立件・処理を推進する観点から、他国の知見や経験などを活用するため、庁局が緊密に連携し、諸外国の税務当局との関係構築・連携強化に取り組む。

(8) 人材育成による職務遂行能力の向上

経済取引の一層の複雑化・広域化や経済社会のデジタル化・国際化等の進展のほか、若手等職員の経験不足に対応し、的確かつ

効果的に事務運営が行われるよう、職員の経験等を踏まえた計画的な研修やOJTを通じ、センター局におけるデジタル等の専門人材を含めた実効性のある人材育成に取り組むことで、査察部門全体として職員の職務遂行能力の向上を図る。

また、取組に当たっては、センター局への査察官派遣実務研修（短期・長期）やブロック局ICT調査担当者の他局応援を積極的に活用するなど、全国の査察部門が一体となって推進し、特に、査察経験の浅い職員の指導育成に努める。

(9) 職場環境の整備等

イ ワークライフバランス等に配意した職場環境の整備

性別や年代、時間等制約の有無にかかわらず、全ての職員がワークライフバランスを確保しながらその能力を十分に発揮し、誇りとやりがいを持って働くよう、事務の簡素・合理化による超過勤務の縮減や必要に応じた事務分担の見直しなどによる体制整備を進めるとともに、幹部自らが職場におけるコミュニケーションの活性化やハラスメントの防止に取り組むなどし、明るく風通しの良い職場環境の整備に取り組む。

また、妊娠・出産・育児・介護と仕事の両立支援の観点から、全ての職員が両立支援制度を気兼ねなく利用できる環境の整備及び職場全体の意識醸成を図る。

ロ 女性職員の活躍

女性職員の能力と適性を生かせるよう、ライフサイクルを意識したキャリア形成支援に重点的に取り組むほか、女性職員の登用の拡大に努める。

(10) 綱紀の厳正な保持と事務管理の徹底

査察事務に対する国民の信頼を堅持するため、綱紀の保持と行政文書管理や情報管理をはじめとする事務管理を徹底する。

特に、情報セキュリティを確保するため、情報システム等の取扱いに係る関係訓令等の遵守を徹底するほか、電子媒体により作成・取得・管理することを基本とする政府方針等に基づき、行政文書の電子的管理に向けた取組を推進する。

また、厳格な管理が求められるマイナンバーを含む特定個人情報の取扱いについては、番号法や取扱規程に従い、十分な安全管理措置を講ずる。

3 重点事案

令和7年度においては、査察制度の目的に鑑み、以下の事案の積極的な立件・処理に取り組むこととする。

(1) 消費税事案

消費税に対する国民の関心が極めて高いことを踏まえ、消費税事案について積極的に取り組む。受還付犯については、いわば国庫金の詐取ともいえる悪質性の高い行為であり、牽制効果を十分に発揮させる必要があることから、特に積極的に取り組む。

(2) 無申告事案

無申告による税の脱は、申告納税制度の根幹を揺るがす行為であることを踏まえ、無申告事案について、積極的に取り組む。

(3) 国際事案

国境を越えた経済・金融取引の活発化に伴い、海外取引を利用した悪質・巧妙な不正行為が見受けられることを踏まえ、国際事案について、租税条約等に基づく情報交換制度等を活用して積極的に取り組む。

(4) 上記以外で社会的波及効果が高いと見込まれる事案

上記以外で、時流に即した新たな業種・業態に関連する事案や特定の業界内での波及効果が極めて高い事案など、世間の耳目をひき牽制効果が期待できる事案について、積極的に取り組む。

○ 意見交換事項

府から令和6年度の査察事績及び令和7年度における基本方針等について説明するとともに、各局における令和6年度の取組事項の検証・評価を踏まえた令和7年度の取組方針について意見交換する。

情	開示・不開示・部分開示
報	不開示理由(情報公開法第5条の該当号数)
公	1.個人関係 2.法人関係(イ・ロ) 3.国の安全等関係 4.公共の安全等関係
開	5.審議・検討・協議関係 6.事務・事業関係(本文・イ・ロ・ハ・ニ・ホ)
庁文書保存年限	5年 (注)チェックシートは原義に添付

保存期間：5年
(令和11事務年度末)

資料 2

令和7.5.22

査察課

将来にわたって査察のパフォーマンスを維持・向上させるための人材等に関する取組推進

経済取引の広域化、デジタル化、国際化等による脱税の手段・方法の複雑・巧妙化など、査察を取り巻く環境は変化している。

こうした中においても、将来にわたって査察のパフォーマンスを維持・向上させるため、その基盤となる人材及び職場環境に着目した更なる取組推進について議論を重ね認識共有を図ってきたところ、今後も引き続き、きめ細やかな対応を行っていく必要がある。

そのため、若手等職員の経験不足に対応し、的確かつ効果的に事務運営が行われるよう、全国の査察部門が一体となって実効性のある人材育成に取り組むことで、査察部門全体として職員の職務遂行能力の向上を図っていくことが重要である。

また、性別や年代、時間等制約の有無にかかわらず、全ての職員がワークライフバランスを確保しながらその能力を十分に發揮し、誇りとやりがいを持って働くよう、幹部自らが職場におけるコミュニケーションの活性化やハラスメントの防止に取り組むなどし、明るく風通しの良い職場環境の整備に努めていくことも肝要である。

○ 意見交換事項

将来にわたって査察のパフォーマンスを維持・向上させるため、今後どのようにして人材等に関する取組を推進していくか意見交換を行う。

情	開示・不開示・部分開示
報	不開示理由(情報公開法第5条の該当号数)
公	1.個人関係 2.法人関係(イ・ロ) 3.国の安全等関係 4.公共の安全等関係
開	5.審議・検討・協議関係 6.事務・事業関係(本文・イ・ロ・ハ・ニ・ホ)
庁文書保存年限	5年 (注)チェックシートは原義に添付

保存期間：5年
(令和11事務年度末)

資料	3
----	---

令和7.5.22
査察課

査察事務におけるデジタル化の取組推進

GSSやKS2の導入のほか、将来的な犯則調査手続のデジタル化を見据え、デジタル技術を活用したDX・BPRに取り組み、査察事務の効率化・高度化を図っていく必要がある。

そのため、ペーパーレス化やリモートワーク環境の活用を積極的に進めるとともに、部内業務の在り方そのものや職員の働き方についても、現行の事務処理手順にとらわれず、不断の見直しに取り組むことが重要である。

1 GSS・KS2の導入について

国税庁においては、令和7事務年度から順次GSS環境へ移行し、令和8年9月からはKS2の運用が開始される予定である。

そこで、査察部門におけるGSS・KS2の導入に向けた対応について説明する。

2 犯則調査手続のデジタル化を見据えた対応について

令和7年度税制改正大綱(令和6年12月閣議決定)においては、「刑事手続のデジタル化の実現のための法整備を前提として、令和8年度税制改正において、国税犯則調査手続のデジタル化に対応するための制度の詳細について結論を得る」と記載されたところである。

そこで、刑事手続のデジタル化との一体性に配慮した国税犯則調査手続の見直しへの対応について説明する。

情 報		開 示・不開示・部分開示
不開示理由(情報公開法第5条の該当号数)		
公 1.個人関係 2.法人関係(イ・ロ) 3.国の安全等関係 4.公共の安全等関係		
開 5.審議・検討・協議関係 6.事務・事業関係(本文・イ・ロ・ハ・ニ・ホ)		
庁文書保存年限	5年	(注)チェックシートは原義に添付

保存期間：5年
(令和11事務年度末)

資 料	4
-----	---

令和7.5.22
査 察 課

国際化への対応

国際事案の効果的・効率的な立件・処理を推進する観点から、増加しつつある租税条約等に基づく情報交換（E O I : Exchange of information）の要請件数や外国人・外国語物証に対し、より効率的な対応を行うため、今後の運用方針や外国税務当局との関係構築等の状況について説明する。

1 E O I 及び外国人・外国語物証対応事務の見直しについて

①国外証拠収集に不可欠なE O I 要請事務及び②外国人・外国語物証への効果的な対応を実施すべく、現状の取組をさらに推し進める必要がある。

そこで、①②につき、庁としての今後の方針を説明する。

2 国際的な取組み状況について

アジア周辺諸国との連携強化に努めることは、査察事案のより効率的・効果的な処理にとって不可欠である。O E C D 租税犯罪タスクフォース（T F T C : Task Force on Tax Crimes and Other Financial Crimes）をはじめ、租税犯罪に係る国際会議及び二国間の交渉等の議論の最新状況について説明する。

全国国税局調査査察部長会議資料

情	開示・不開示・部分開示
報不開示理由(情報公開法第5条の該当号数)	
公1.個人関係 2.法人関係(イ・ロ) 3.国の安全等関係 4.公共の安全等関係	
開5.審議・検討・協議関係 6.事務・事業関係(本文・イ・ロ・ハ・ニ・ホ)	
庁文書保存年限 5年	(注)チェックシートは原義に添付

保存期間：5年
(令和11事務年度末)

資料 5

令和7.5.22

査察課

査察事件の判決動向

1 公判の進行状況

(単位：件)

項目	年度	令4	令5	令6
第一審	前年度繰越	内1 35	内1 60	内1 78
	起訴	86	102	98
	判決	61	83	99
	公訴棄却	0	1	0
	翌年度繰越	内1 60	内1 78	内1 77
控訴審	前年度繰越	内1 11	内1 10	9
	控訴	5	17	37
	判決	6	18	36
	翌年度繰越	内1 10	9	10
上告審	前年度繰越	0	2	0
	上告	5	12	13
	判決・決定	3	14	8
	翌年度繰越	2	0	5

(注1) 繰越件数は、各年度首・年度末の係属中件数である。

(注2) 内書は、差戻審に係る事件数である。

2 第一審判決の状況

(1) 有罪及び実刑判決の状況

年度	判決件数	有罪件数	有罪率	実刑判決人 人 数
令4	内2件 61件	内2件 61件	100.0%	内1人 3人
令5	内5件 83件	内5件 83件	100.0%	内2人 9人
令6	内13件 99件	内13件 99件	100.0%	内7人 13人

(注) 内書は租税犯以外の併合事件を示している。

(2) 1件当たりの犯則税額及び1人(社)当たりの量刑

年度	1件当たりの犯則税額	1人当たりの行為罰		1社(人)当たりの責任罰
		懲役月数	罰金額	
令4	47,372千円	13.6月	11,763千円	11,440千円
令5	57,761千円	15.6月	16,520千円	13,724千円
令6	58,678千円	15.7月	13,621千円	16,017千円

(注) 租税犯以外との併合事件を除いて算出した。

情	開示・不開示・部分開示
報	不開示理由(情報公開法第5条の該当号数)
公	1.個人関係 2.法人関係(イ・ロ) 3.国の安全等関係 4.公共の安全等関係
開	5.審議・検討・協議関係 6.事務・事業関係(本文・イ・ロ・ハ・ニ・ホ)
庁文書保存年限	5年 (注)チェックシートは原義に添付

資料	共通1
令和7.5.22	
調査課・査察課	

綱紀の厳正な保持と行政文書及び各種情報の管理徹底

1 綱紀の厳正な保持

職員一人一人の規律の保持や高いモラルの維持は、税務行政を運営していく上での大前提となることから、非行の未然防止については常日頃から注意喚起を行っているところ、国税組織全体を見ると、依然として組織の信用を大きく傷つける非行が毎年発生している状況にある。

組織の危機管理や非行の根絶、そして倫理の保持は組織運営上の最重要課題であることから、各局部長をはじめ幹部職員は、自らリーダーシップを発揮し、税務行政や国税組織に対する国民の信頼を損なうことのないよう、非行の「根絶」を目指すべく、改めて組織内における規律の保持及び倫理法令の遵守を徹底する必要がある。

2 行政文書及び各種情報の管理の徹底

(1) 行政文書・情報の管理の必要性

国税庁は、申告情報や個人番号等、納税者の極めて重要な情報を大量に取り扱っており、ひとたび納税者に関する情報が流出した場合には、納税者からの税務行政に対する信頼を失いかねないことから、行政文書・情報の厳格な管理に努め、厳正・的確な事務処理を徹底する必要がある。

なお、各種情報処理機器、情報記録媒体及びソフトウェアについては、その性質上、大量の情報が含まれることから、その取扱いには細心の注意を払う必要があることに留意する。

(2) 行政文書の適切な管理

職員一人一人が行政文書の適切な管理の重要性について認識した上で、「国税庁行政文書管理規則」（平成23年国税庁訓令第1号）等に定める事務処理手順を遵守し、政府全体の方針に沿って、行政文書管理の適正化に向けて取り組むとともに、行政文書の紛失等の未然防止を徹底する必要がある。

なお、行政文書については、電子媒体により作成・取得・管理することを基本とすることから（別紙1参照）、引き続き、行政文書の電子的管理に向けた取組を推進していく。

3 緊急対応事案への対応

行政文書の紛失等事案を含む緊急対応事案が発生した場合には、①事実関係を迅速かつ的確に把握し、②事案発生後の処理を適切に実施するとともに、③その事案が発生するに至った原因を確実に究明・分析し、④実効性のある再発防止策の検討・実施に努めることとしている。

なお、その際には、①管理職員は、自ら情報の収集に努めるとともに、②庁・局・署間において主管課・総務課によるダブル・トラック方式により報告を行い（別紙2「緊急対応体制イメージ図」参照）、③事案の類型に応じ、関係課へ報告・連絡を行うことにより、適切に対応することとしている。

また、緊急対応を行うべき不適切事案の範囲及び事案の発覚から庁へ第一報（口頭でも可）を報告するまでの標準報告期限を設定し、不適切事案に関する庁・局・署間の報告遅延を防止している（別紙3「緊急対応事案類型別報告期限一覧表」参照）。

おって、事案の終結後に新たな事実が判明した場合についても、遅滞なく関係課へ報告・連絡を行い、適切に対応する。

○ 行政文書の管理に関するガイドライン（平成 23 年 4 月 1 日内閣総理大臣決定）

第 3 作成

2 文書の作成等

(1)～(3) (略)

(4) 法令等の定めにより紙媒体での作成・保存が義務付けられている場合、電子的管理によってかえって業務が非効率となる場合等を除き、電子媒体により作成又は取得することを基本とする。

第 5 保存

2 保存

(1) (略)

(2) 行政文書については、法令等の定めにより紙媒体での保存が義務付けられている場合、電子的管理によってかえって業務が非効率となる場合等を除き、電子媒体により体系的に管理することを基本とする。

○ 国税庁行政文書管理規則（平成 23 年国税庁訓令第 1 号）

第 3 章 作成

（文書の作成等）

第 11 条 (略)

2・3 (略)

4 法令等の定めにより紙媒体での作成・保存が義務付けられている場合、電子的管理によってかえって業務が非効率となる場合等を除き、電子媒体により作成又は取得することを基本とする。

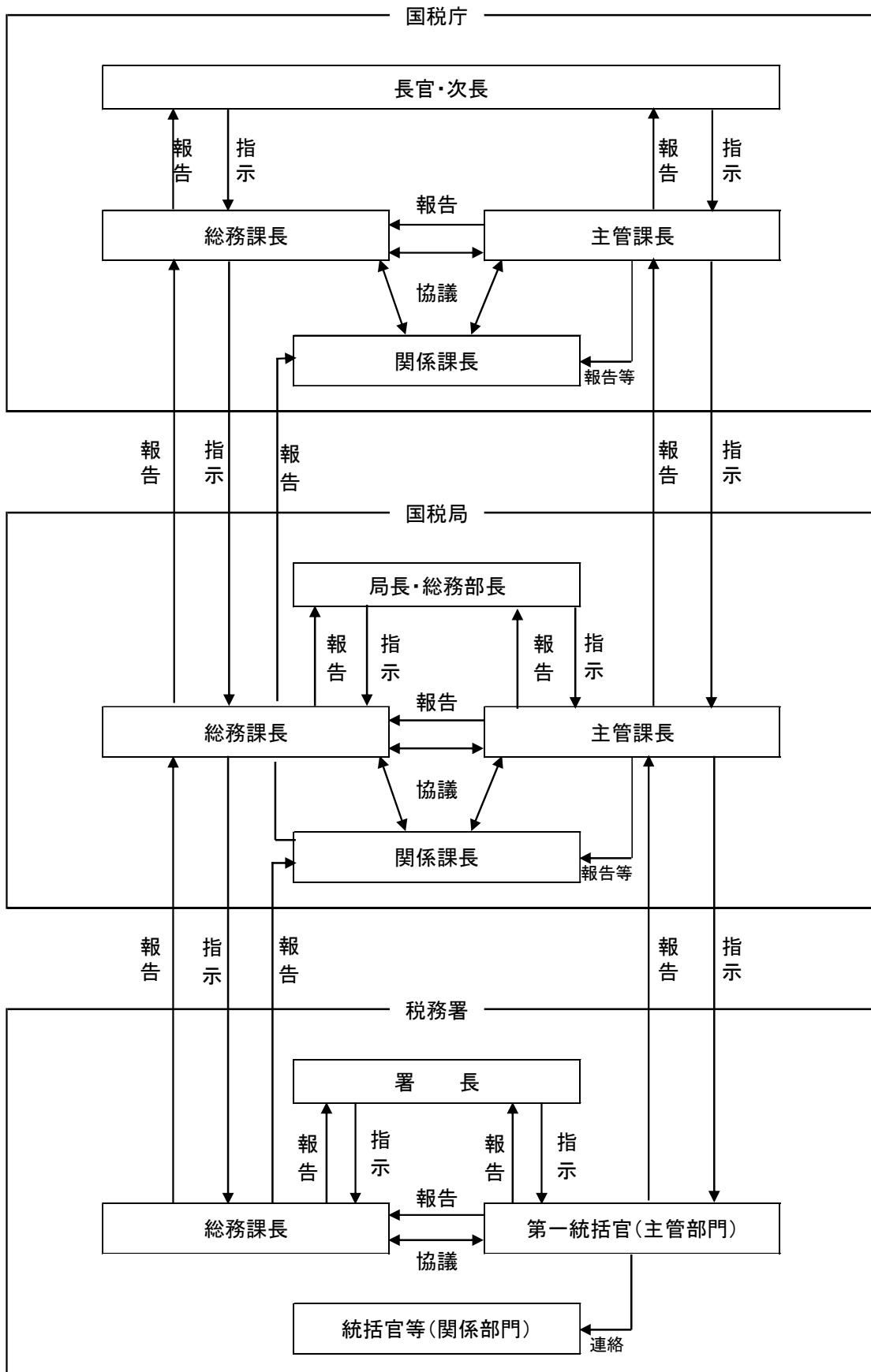
第 5 章 保存等

（保存）

第 17 条 (略)

2 行政文書については、法令等の定めにより紙媒体での保存が義務付けられている場合、電子的管理によってかえって業務が非効率となる場合等を除き、電子媒体により体系的に管理することを基本とする。

緊急対応体制イメージ図
(災害・犯罪関係原因事案及び事務処理関係原因事案)



緊急対応事案類型別報告期限一覧表

別紙3

報告をする事案	標準報告期限 (第一報)
現金過不足等	
現金領収金額の過不足・亡失	翌日まで
情報漏えい等	
庁舎外に持ち出した行政文書(公表文書を除き、情報処理機器及び情報記録媒体を含む。以下同じ。)等の紛失、置き忘れ、盗難	翌日まで
納税者等から受領した書類(一時的に借用したもの)の紛失、置き忘れ、盗難	翌日まで
納税者を取り違えた処分・指導 (例) 同姓同名の別人に対する差押え	翌日まで
行政文書等(公表文書を除く。)のインターネット等への流出	翌日まで
外部委託業者による契約に違反した行為(保管・複製・再委託等)及び業務上における事故等に伴う情報流出等	翌日まで
納税者情報の誤発送・誤交付(未開封のもの及び納税者の特定の可否にかかわらず組織外に流出したものを含む。) ※ 郵便局職員による誤配送等当局に責任のないものを除く。	3日目まで
納税者情報の私的利用 (例) 国税情報システムの私的検索	3日目まで
所在不明等	
行政文書の所在不明・誤廃棄・き損	3日目まで
事務処理誤り・遅延	
同一の納税者に対して事務処理を2回以上誤った事案	翌日まで
不適切な事務処理に起因して、10人以上と認められる納税者の権利・利益に影響を与えた事案 (例) 地方税当局への閲覧・回付漏れ	翌日まで
同様の事務処理誤りが他局・他署においても発生すると想定される事案 (例) システムを利用した事務処理誤り	翌日まで
不適切な事務処理等に起因して更正・決定の除斥期間その他の処理期限を超過した事案のうち対応を要する事案 (例) 国家賠償による対応を要する事案	3日目まで
違法な処分を行ったことが明らかである事案 (例) 処理期限超過後の更正・決定等の処分	3日目まで

(注) 1 上記期限にかかわらず、署又はセンターから局への報告は原則として事案発覚日の当日中に、また、局から庁への報告は原則として署又はセンターから報告を受けた当日中(局において発生した事案については原則として事案発覚日の当日中)に行うよう努めることとする。

なお、標準報告期限(第一報)において、「翌日まで」とあるのは、事案発覚日(担当者が事案の発生を認識した日)をいう。以下同じ。)の翌稼働日を報告期限とし、「3日目まで」とあるのは、事案発覚日から3日目の稼働日を報告期限とする(例:木曜日に発覚した事案については、月曜日が報告期限となる。)。

- 2 第一報については、文書でも口頭でも可とし、口頭の場合は、その後速やかに文書で報告する。
- 3 紳税者や税務行政等に及ぼす影響が極めて大きいと認められる場合など、直ちに対応を要する事案(例:報道が想定される事案)については、上記の期限にかかわらず速やかに報告するものとする。
- 4 その他、一覧表に該当しない事案についても、早期に報告が必要と判断される事案については適時報告する。

情	開示・不開示・部分開示
不開示理由(情報公開法第5条の該当号数)	
1.個人関係 2.法人関係(イ・ロ) 3.国の安全等関係 4.公共の安全等関係	
5.審議・検討・協議関係 6.事務・事業関係(本文・イ・ロ・ハ・ニ・ホ)	
公開	庁文書保存年限 5年 (注)チェックシートは原義に添付

保存年限：5年
(令和11事務年度末)

資料 共通2

令和7.5.22

長官官房監察官室

監察官室からの連絡事項

人事院が発表した令和6年における懲戒処分の状況によると、公務員全体の懲戒処分は285人と令和5年の240人から45人増加しており、懲戒処分の事由は、公務外非行関係(窃盗、暴行等)や一般服務関係(欠勤、勤務態度不良等)の割合が大きくなっている。

国税庁においては、同時期の懲戒処分は43人で、前年同期の46人から3人減少しているが、令和6事務年度においては、元税務署長による非行事案、不適正申告事案、窃盗及び国家公務員倫理規程違反事案のほか、不同意わいせつ事案など国家公務員としてあるまじき非行事件が発生し、マスコミにも大きく報道されるなど、国税組織の信頼を著しく低下しかねない状況にある。

これら非行事案の発生要因を見ると、根本的には職員自身の非行に対する認識の甘さ、身勝手な行動等によるものがほとんどであることから、幹部職員が職員の抱える問題、兆候等をいち早く把握してその改善、解消を図るとともに、職員に対して税務職員としての立場と職責の重要性、非行を起こしたことにより受ける処分の内容や職員のみならず国税組織が受ける深刻な影響について、十分に認識させることが未然防止に繋がるものと考えられる。

このため、幹部職員は部下職員の模範となるべく自らの身を律し、より一層、事務管理の徹底を図るとともに、職員の身上を的確に把握して適切な指導・助言を行い、非行の未然防止、再発防止に努めることが肝要である。

情	開示・不開示・部分開示
不開示理由(情報公開法第5条の該当号数)	
公	1.個人関係 2.法人関係(イ・ロ) 3.国の安全等関係 4.公共の安全等関係
開	5.審議・検討・協議関係 6.事務・事業関係(本文・イ・ロ・ハ・ニ・ホ)
府文書保存年限	5年 (注)チェックシートは原義に添付

保存年限：5年
(令和11事務年度末)

資料 共通3

令和7.5.22

監督評価官室

監督評価事務

1 監督事務

(1) 令和6事務年度全庁的監督

令和6事務年度の全庁的監督は、「リモートワークの現状と課題～リモートワーク環境の更なる進展を見据えて～」をテーマとして、局署職員を対象としたヒアリング及びアンケートを実施するとともに、他官庁、地方公共団体及び民間企業への視察を実施し、現状と課題の把握を行ったところである。

事務監察結果については、提言事項を含めて全庁的監督報告書に取りまとめ、庁局署管理者へ情報提供している。

(2) 令和7事務年度全庁的監督

国税組織を取り巻く環境が大きく変化している中、国税庁においては、GSSやKSK2の導入、内部事務センター化の全署実施など、事務運営の大きな変革期を迎えており、職員の働き方や仕事に対する意識・価値観が多様化している。

そのような中、組織の活力を高めていくためには、将来の国税組織を担う若手職員の仕事に対する働きがいを従来以上に高めていくことが重要であることから、令和7事務年度の全庁的監督においては、「働きがいのある職場環境の在り方～職員の意識の多様化を踏まえて～」をテーマとして事務監察を実施する。

(3) 行政文書等の事務監察

国税庁の保有する行政文書等の管理及び取扱いについては、その徹底を図るため、書面及び実地により事務監察を実施して

いる。

事務監察結果については、行政文書等の事務監察結果報告書に取りまとめ、各局へ情報提供する予定である。

2 実績評価事務

(1) 令和7事務年度実績評価実施計画

令和7事務年度実績評価の実施計画は、令和6事務年度の各種会議での議論を踏まえ、事務運営方針の的確な反映等の観点から、所要の見直しを行うこととしている。

(2) 今後のスケジュール

令和7事務年度実績評価実施計画は、第83回政策評価懇談会（6月16日開催予定）における外部有識者の意見を踏まえ、6月末までに財務省ホームページで公表される予定である。

情	開示・不開示・部分開示
不開示理由(情報公開法第5条の該当号数)	
公	1.個人関係 2.法人関係(イ・ロ) 3.国の安全等関係 4.公共の安全等関係
開	5.審議・検討・協議関係 6.事務・事業関係(本文・イ・ロ・ハ・ニ・ホ)
庁文書保存年限	5年 (注)チェックシートは原義に添付

保存期間 : 5年
(令和11事務年度末)

資料 1

令和7.5.23

調査課

調査課の役割を踏まえた事務運営の推進

調査課は、所管する大法人の税務コンプライアンスの維持・向上に努めることを通じて、税務行政全体における適正・公平な課税の実現を図ることをその使命としており、この使命を果たすため、リスク・ベース・アプローチに基づき、実地調査による複雑・困難事案への的確な対応と、大法人と協働関係を築いた上で自発的な税務コンプライアンスの維持・向上に導く協力的手法を、効果的に組み合わせて所管法人全体を適切に監理し、大法人の税務コンプライアンスの維持・向上に努めている。

リスク・ベース・アプローチの基本方針の下、調査課の役割を踏まえた事務運営を一層推進していくためには、限られた調査事務量を有効に活用し、重点的に取り組むべき分野への的確に対応していく必要がある。

1 重点分野への取組

調査に当たっては、税務リスクが高い事案に取り組むことはもとより、調査課の役割を踏まえ重点的に取り組むべき分野へ優先的に事務量が配分されるよう促していく必要がある。

そのため、令和6事務年度においては、新たな評価指標を軸に、調査部職員に当該分野への積極的な取組・事務量配分を促すとともに、部次長・統括官等の幹部職員が当該分野への取組状況を適時・適切に把握・確認し、その分析・検証結果を踏まえ事務運営に反映してきた。

令和7事務年度においても、調査課の役割を一層推進するため、重点分野への取組を実践していく。

(意見交換事項)

調査課の役割を一層推進するため、令和6事務年度の取組状況及びその評価、令和7事務年度の取組方針、その他人材育成など各局における中期的な重点課題に対する取組について意見交換を行う。

2 税務に関するコーポレートガバナンスの充実に向けた取組

大法人の税務コンプライアンスの維持・向上のためには、税務に関するコーポレートガバナンスを充実させていくことが重要かつ効果的であり、特官所掌法人等に対して、その充実を促すことに取り組んでいるところ、同取組をより一層効果的・効率的に機能させるため、今後の方向性等について検討していく必要がある。

3 戦略的情報企画の取組

調査課の役割を踏まえ、調査等を通じて培った先端取引に関する専門的知識、業種ノウハウ及び情報を国税組織全体に還元することが求められている。また、将来的な課税リスクを見据えた中期的な観点による情報収集に取り組むこととしている。

このため、課税部と緊密に連携した組織的な情報収集を実施し、収集した情報に各種情報を付加した上で資料化するなどの取組を進めてきたところである。

これらの取組については、必要な見直しを行いつつ、引き続き進めていく必要がある。

情	開示・不開示・部分開示
不開示理由(情報公開法第5条の該当号数)	
公	1.個人関係 2.法人関係(イ・ロ) 3.国の安全等関係 4.公共の安全等関係
開	5.審議・検討・協議関係 6.事務・事業関係(本文・イ・ロ・ハ・ニ・ホ)
庁文書保存年限	5年 (注)チェックシートは原義に添付

保存期間：5年
(令和11事務年度末)

資料	2
----	---

令和7.5.23

調査課

調査部におけるDXの推進

1 DXの推進に向けた取組

「データ活用推進第三次中期計画」では、令和6事務年度からの3年間を国税当局におけるデータ活用の「発展期」と位置付けており、事務運営等にデータ活用を「実装」させていく必要がある。

調査課においては、データ活用を推進し、「デジタル技術の活用」、「デジタル化の推進」及び「デジタル人材の育成」の3つの観点から、各種取組を実施している。

令和6事務年度においては、法人情報管理統合システムの更なる活用に向けた取組、調査事務等における生成AI（大規模言語モデル）の利活用に係る取組、調査官のデータ活用に係るスキルを高めるための支援を行う取組等について検討を進めてきたところ、令和7事務年度においても、本取組を一層推進していく。

2 KSK2・GSS導入後の調査等の事務運営

令和6事務年度においては、KSK2・GSS導入に伴うデータを中心とした事務処理やコミュニケーションツールの利用などの環境変化を見据え、調査等の事務運営について検討してきたところ。

令和7事務年度においても、職員研修の充実を図りつつ、KSK2・GSSへの円滑な移行に向けた事務運営を検討・整備する。

3 ALL e-Tax 推進に向けた取組方針

法人税申告に係るALL e-Tax率の向上については、「規制改革実施計画」（令和3年6月18日閣議決定）に基づき策定された「オンライン利用率引上げに係る基本計画」（令和6年10月21日改定）において、具体的な目標値を定め、目標達成に向けて、

各種取組を実施している。

令和7事務年度においても、調査課所管法人の法人税申告に係る ALL e-Tax の更なる推進に向けた取組を継続していく必要がある。

情	開示・不開示・部分開示
不開示理由(情報公開法第5条の該当号数)	
公	1.個人関係 2.法人関係(イ・ロ) 3.国の安全等関係 4.公共の安全等関係
開	5.審議・検討・協議関係 6.事務・事業関係(本文・イ・ロ・ハ・ニ・ホ)
庁文書保存年限	5年 (注)チェックシートは原義に添付

保存期間: 5年
(令和11事務年度末)

資料 3

令和7.5.23

調査課

国際課税における課題への対応

1 国際課税における新たな制度への対応

令和7年度税制改正で、UTPR（各対象会計年度の国際最低課税残余額に対する法人税）及びQDMTT（各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税）が創設されたことにより、グローバル・ミニマム課税の3つのルール全てが法制化された。また、令和6年6月の執行ガイダンス等を踏まえて、IIR（各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税）の大幅な改正が行われた。

IIRについては、法令解釈通達、Q&A等を公表したほか、職員向け研修を複数回実施しており、令和6年4月の本制度の施行後は、庁局で連携し、外部からの質疑に的確に対応してきたところ。

今後も、第1の柱の議論をはじめとする国際的な議論に引き続き参加するとともに、令和7年度税制改正等を踏まえて、適切に対応していく。また、初回の申告を見据えてIIRの適切な執行のための準備を進めていく。

(意見交換事項)

各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税に係る各局の準備状況及び今後の取組方針等について、意見交換を行う。

2 国際課税の充実

国際課税を取り巻く環境変化に対して効果的かつ効率的に対処し、国際課税分野を含む調査部全体のパフォーマンスの最大化

を図ることを目的として、東京局、大阪局、名古屋局及び関東信越局の国際課税に係る機構を令和2事務年度に再編した。

再編後は、国際課税分野横断的な観点からのリスク管理が可能となり、多角的なリスクへの対応を図ってきたところである。

令和7事務年度以降においても、引き続き必要な見直しを行いつつ、様々な課題に適切に対応すべく、国際課税の充実に向けた事務運営を推進していく。

(意見交換事項)

国際課税の充実に向けた令和6事務年度の取組、評価及び令和7事務年度の取組方針等について、意見交換を行う。

情 報	開 示・不開示・部分開示
不開示理由(情報公開法第5条の該当号数)	
公 開	1.個人関係 2.法人関係(イ・ロ) 3.国の安全等関係 4.公共の安全等関係
開	5.審議・検討・協議関係 6.事務・事業関係(本文・イ・ロ・ハ・ニ・ホ)
庁文書保存年限	5年 (注)チェックシートは原義に添付

保存期間：5年
(令和11事務年度末)

資料 資1

令和7.5.22

デジタル化・業務改革室

デジタルインボイス普及に向けた周知広報

事業者のデジタル化促進については、事業者と接する様々な機会を活用して、会計ソフトやデジタルインボイス等の普及に向けた周知広報に取り組んでいるところである。

政府全体として取り組む社会全体のDXに貢献する観点から、より積極的に事業者のデジタル化促進に取り組む必要がある。

令和7事務年度においては、引き続き、事業者をデジタル化の進度によりセグメント化した上で、各種広報素材によりデジタル化のメリットやIT導入補助金等の負担軽減策を案内するとともに、令和7年度税制改正による電子帳簿保存制度の見直しを契機として、デジタルインボイスの更なる周知広報に取り組むほか、取引から会計・税務までのデジタル化(デジタルシームレス)の普及に向けた取組を行う。

情	開示・不開示・部分開示
不開示理由(情報公開法第5条の該当号数)	
1.個人関係 2.法人関係(イ・ロ) 3.国の安全等関係 4.公共の安全等関係	
5.審議・検討・協議関係 6.事務・事業関係(本文・イ・ロ・ハ・ニ・ホ)	
開	庁文書保存年限 5年 (注)チェックシートは原義に添付

保存期間 : 5年
(令和11事務年度末)

資料 資2

令和7.5.22

徴収課

滞納の未然防止の取組

適正・公平な課税は、納税がなされて初めて実現されるとの理念の下、滞納の未然防止については、国税組織全体として取り組む必要があることから、賦課・徴収が緊密に連携し、積極的に取り組んできたところである。

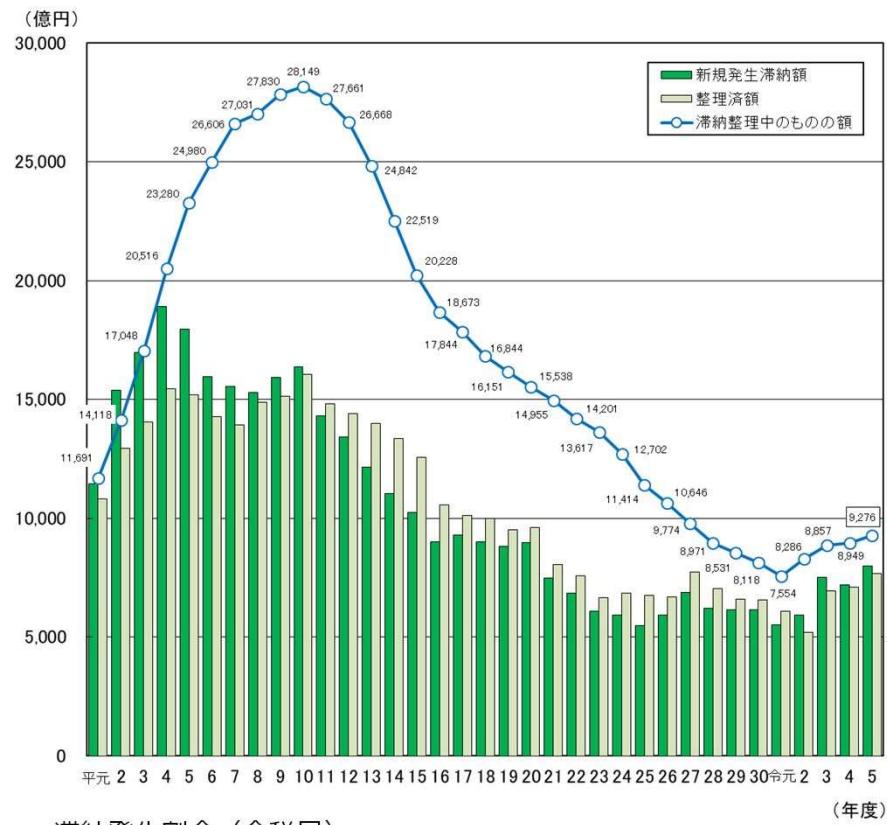
令和6事務年度においても、令和6年6月27日付徴徴2-28ほか14課共同「滞納の未然防止等に関する取組について」(指示)に基づき、賦課・徴収の一層の緊密な連携の維持・強化により、引き続き、次の施策に取り組んでいただきたい。

【滞納の未然防止・早期徴収に関する施策】

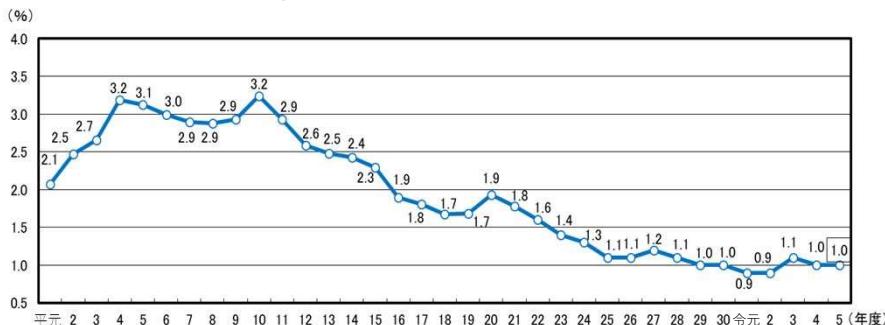
- 期限内納付及び納税についての納税者利便の向上に関する広報・周知
- 納期限前後における納付指導の実施
- 調査時における滞納の未然防止等
- 源泉所得税の未納に対する賦課・徴収の連携・協調

租税滞納状況と滞納発生割合の推移

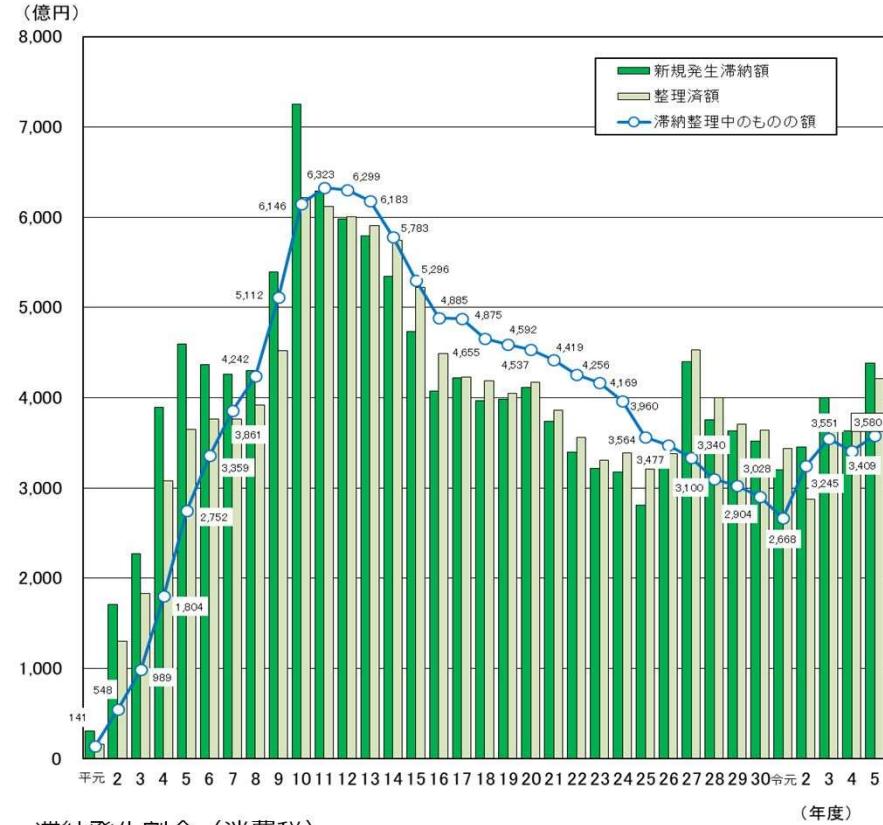
1 租税滞納状況（全税目）



滞納発生割合（全税目）



2 租税滞納状況（消費税）



滞納発生割合（消費税）

